



## 消費税増税で流通・店頭での素朴な疑問と

日本マネジメント総合研究所(同) 理事長  
経営管理学修士 (MBA) 戸村 智憲

### 1. はじめに

消費税増税は国家財政の基盤安定に必要であるとしても、流通各社や一般消費者が必ずしも諸手を挙げて大賛成という方々は多いわけではない。

また、景気の減速の懸念やその対策としての景気対策は、果たして継続的に効果があるかどうかも、各項目により評価が分かれ得るものであろう。

そもそも、「軽減税率」という言葉自体は、本質的には「一部商品・サービスの税率据え置きと他の大多数への増税」であり、税がこれまでより軽減されるわけではなく、経営者・役職員・一般消費者において、どう消費税増税を見据えるかが重要である。

本稿では、消費税増税のポイントと、流通関連で気になる素朴な疑問と対応についてまとめておく。

### 2. 消費税増税への素朴な疑問

そもそも、国家財政において、歳入より歳出が多い赤字体质であることは、筆者が素朴に家庭の家計に置き換えて考えてみると、毎月給料・報酬より多い家計出費が続き、会社からの前借りや消費者金融から借金を続ける危険な状態だと見ることができよう。

その際、筆者（家庭では夫）が妻や息子から、家計安定化のため、毎月10%の小遣いピンハネ制度を施したとしたら、おそらく、妻子の不満はやるかたないことであろう。

軽減ピンハネ率として、妻の医薬品費や息子のお弁



図1

当代は8%削減のままにしておいてやるから、妻の化粧品代や息子のお菓子代など「贅沢品」は10%削減しき、と筆者が家庭内で暴君のような振る舞いをすれば、妻子とも納得して慕ってくれるとは思えない。

もし筆者が実際に「家庭内ピンハネ率制度」を施行したとしたら、妻子とも、駆け込みで大量のコンタクトレンズ（妻の医薬品例）や冷凍お弁当惣菜（息子のお弁当代）を買い込み、その後は、打って変わって安物買いや家庭内デフレ意欲が高められそうである。

国家レベル（消費税）・地方自治体レベル（地方消費税）では、この制度がごく当然に、あたかも、税をこれまでなかった思いやりであるかのように「軽減」してくれる制度でもあるかのように、「軽減税率」という言葉遊びで我々が翻弄されることは許

されてしまう。

継続的な景気対策の面でも、また、流通各社が直面している人手不足・運転手不足や過重労働などの対策の面・働き方改革の面でも、筆者としては、安直なばらまき的な景気対策より、例えば、次のような施策の方が継続的に有効ではないかと思うのである。

運転免許・大型や重機等の流通や国家強靭化を支える大切な二種免許取得のハードルも費用も下げつつ、それらの免許取得にかかる費用の無償化を進めれば、車離れで悩む自動車業界も、免許保有がネックで人手不足に直面する企業も安泰ではないか。

また、マイナンバーカードに買い物でポイントが付与という、姑息なカード普及策よりも、マイナンバーカードを持つ者全てが全ての商品・サービス購入で税率8%となり、保持・提示しない者は全て税率10%にするなら、店頭での混乱も避けやすいであろう。

中小小売店でのキャッシュレス決済でのポイント還元策よりも、キャッシュレス決済をしている大小合わせた小売店に納品している業者は、全て8%税率処理が許されるなら、サプライチェーン全体で世の趨勢であるキャッシュレス化に拍車がかかろう。

いずれにせよ、利害の調整は必要でありどんな施策を講じても全員が賛成することなどない中で、流通・サプライチェーン全体での施策を、我々の懐錢で禄を食む政治家・官僚・自治体役職員の方々には、議会改革なども進めつつ講じて頂きたいものである。

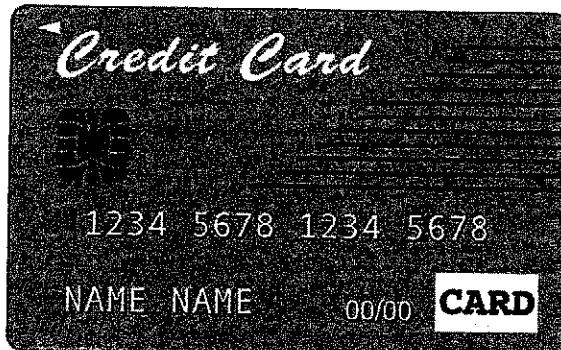


図2

### 3. 「軽減税率」の素朴な疑問

筆者が消費税増税とIT・システム対応などについて基調講演などを依頼される際、会場のご聴講各位に「税の頭の体操」がてら問い合わせてみることのひとつとして、軽減税率のわかりにくい判定問題がある。

「軽減税率」を平たく言えば、ぜいたく品は消費税10%にするけど、生活必需品など生きるために重要なものは8%にしておいてやる、という10%税率から見れば「軽減」される「これまでの税率の据え置き」制度である。

そこで、既に軽減税率をよく理解されている読者諸氏に対する筆者からの第1問は、筆者もよくお世話になっている有名な牛丼店の「吉野家問題」や筆者も愛飲する「エビアン問題」で、どちらが「軽減税率」の8%でどちらが10%税率かはお分かりであろう。

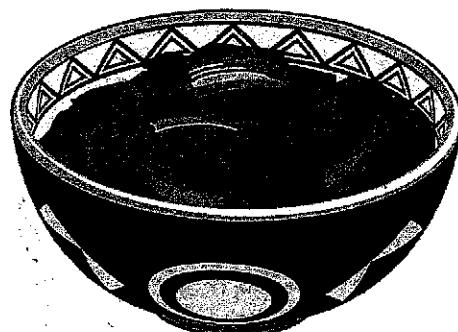


図3

#### (1) 吉野家問題

設問：吉野家で牛丼を買って店内で洗って再利用できる食器を使って食べる場合の税率と、資源ごみにリサイクル費用が贅沢にかかったり使い捨てされて資源を贅沢に無駄遣いしたりする容器で持ち帰った場合の税率は、果たしてどちらが軽減税率か。

解答：制度上、店内で食事をする外食という贅沢行為については、地球環境に対して候約であっても10%の高い税率であり、一方、持ち帰りてしまえば、地球環境に対して高負荷で贅沢な行為が、「軽減税率」の8%適用である。

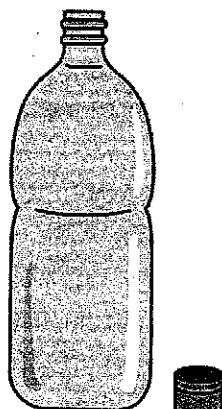


図4

このあたりは、ごく当然によく知られた判断基準（店内と店外持ち帰り）であり間違う方はいないだろうが、現場では、一旦は持ち帰るとして会計後にやっぱり店内で食べるという、簡易で頻出しそうな脱税行為には、現場での混乱が生じ得よう。

## (2) エビアン問題

設問：フランスの採水地で丁寧にボトル詰めされ、流通過程を経て輸入され店頭で販売されるブランド舶来品のミネラル・ウォーター「エビアン」と、どの家庭でも生活に必要な水道水料金のどちらが、あるいは、どちらも、税率はいくらになるか。

解答：「エビアン」は飲食料に供される分類にあたり「軽減税率」の8%であるが、水道水は観葉植物の水やりや入浴や洗車や工業生産で用いられるため飲食料に供される分類にあたらず税率10%となる。

庶民感覚では、ブランド飲料をリサイクルなど手間も環境負荷もかかるペットボトル入りで買う方が「軽減税率」8%とされ、日本では蛇口をひねれば出て浄水器で濾過すらしていない水道水の方が高税率となることに素朴な疑問や疑惑が止まらないだろう。

こういった判定は、コンビニや中小小売の店頭で、ひょっこり採用されたアルバイトの方々が簡単・明確に理解し処理できるものとは思いにくいもので、IT・システムでの自動処理なくして対応しきれないものと筆者は思うのである。

日本の水道事業のコンセッション方式採用・渴水

での水道料金の高騰などがあった場合、もしかすると、「エビアン」でトラックを洗車した方が水道水で洗車するより税率・税額とも安くつく未来が訪れるのかもしれない筆者は素朴に想像したりする。

念のため、政府広報オンラインで掲出されていた「軽減税率」のカンタンな区分け図（出典：政府広報）について、ここで掲載しておくこととする。

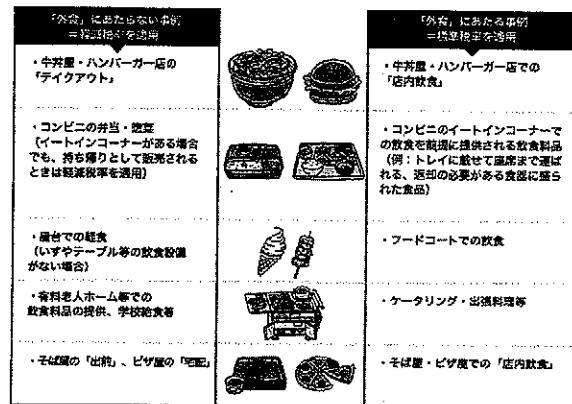


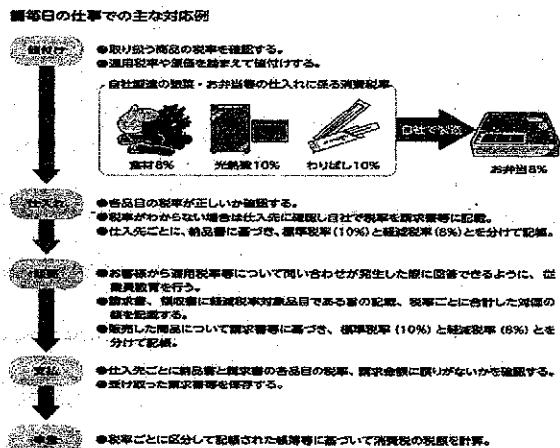
図5

## 4. 事業者として消費税増税と「軽減税率」で対応が必要なこと

民間企業各社には、働き方改革でも重要な人工智能（AI）や業務自動化（RPA）をはじめとする第4次産業革命の普及啓発・促進支援の指導に行脚し、各地の議員には議会ICT化での低コスト運営にハッパをかけて回る筆者は、増税対応もIT化で進めたいところである。

中小企業庁が掲出していた資料（出典：中小企業庁）では、値付けから仕入れ・販売・支払・申告にわたり、図のような対応が日々の事業者がなすものとして示されている。

ベテラン経理担当者も、また、昨日急に店頭のレジ係に採用されたアルバイト店員の方も、一様に正確な税処理を求められる中で、やはり、「軽減税率」についての悩みは各地各社で途絶えることがないよう見受けられる。



流通過程のB to Bでの消費税対応としては、インボイス対応が悩ましくもあるが、こちらも実務的にもコスト的にも、ITでの処理なくして経営が成り立たない。

要するに、どの商品・サービス等の税率がそれぞれいくらであるかについて、わかりやすく一律に処理しやすく示せるようにしておかなければならぬが、膨大な商品数を抱えるスーパーなどでは、手作業での記載・転記・経理処理には無理があろう。

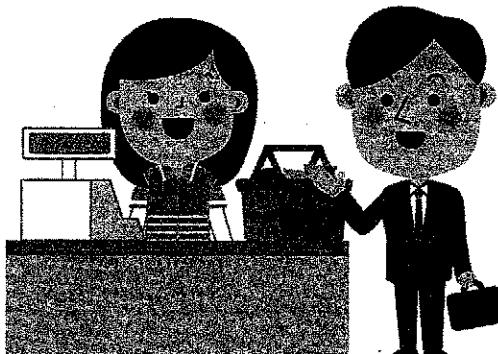


図7

筆者が働き方改革の指導でよく、

① 「なぜ日本企業で働き方改革が進まないのか？」

## ② 「なぜ残業・過重労働が発生するのか？」

という2つの問い合わせにおいて、以下の2つの筆者なりにそれぞれへの答えがある。

まず、①「ジョブ・ディスクリプション」が明確でないから、日本企業で働き方改革が進まないのである。

つまり、私の仕事はこれで、その労働対価としていくらの賃金を頂く、という契約・業務区分けがないから、和をもって尊重とする姿勢は良いものの、部署内で残務処理にあたっている同僚がいると、なかなか先に退社できず総残業体制に陥りやすいのである。

そして、②「人が」仕事をするから残業が発生するのであって、「ITが」過剰で人手不足で困っている業務を担えば、残業を削減したり、そもそも過重労働を避けやすくなったりするのである。

ハラスマント対策でも有効なIT化・RPAや自動運転なら、24時間365日働かせるほどに、高効率なIT活用企業として表彰され得るが、「人が」24時間365日働くよう仕向ける企業は、問題ある企業となり労災や訴訟リスクが絶えないことになるのである。

ここで消費税増税・「軽減税率」への対応とオーバーラップさせてみれば、店頭のレジ担当者は経理処理の税区分判定の要因ではなく、接客・接遇と支払い業務のジョブを担い、バックヤード・本社等の経理部門が税区分等の処理ジョブを担うこととなる。

また、そのバックヤードでのジョブをIT処理によって、現場・店頭のスタッフが、税制度や経理処理に詳しくなくとも、本来の業務である接客・接遇に専念できるようにすることが、税対応でも働き方改革でも重要な取り組みとなるのである。

そもそも、不正な税区分組み換えなどができるないようにしておかなければ、場合によっては、「バイ・トテロ」とも言われるSNS不適切投稿で「クビ覚悟で税処理を10%でなく8%にした動画を公開します！」といった、違法行為が生じてきてもおかしくはない。

ちなみに、政府広報オンラインの資料（参考・出

典：政府広報オンライン）では、消費税増税・「軽減税率」への対応として、事業者が取り組む商品管理についての例に以下のようなことを掲げている。

#### <商品管理>

日々の業務においては、

- ・顧客（消費者）から適用税率を聞かれる場合
- ・顧客（事業者）から請求書（領収書）の発行を求められる場合

があるため、適切に商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。その際、複数税率に対応したレジの導入等やシステムの改修等が必要になる場合があります。申告の際に適切に消費税額を計算するため、

軽減税率が適用される売上（仕入）と

標準税率が適用される売上（仕入）を

それぞれ集計し、区分して記帳する必要があります。

以上につき、消費税増税・「軽減税率」における筆者バージョンでの素朴な悩みと事業者の対応について、IT経営や働き方改革やSNS不適切投稿などの話題にも触れながら、要点をかいつまんでまとめた。

本稿が読者諸氏のご关心や税対応の普及啓発の一助となっていたなら筆者としては幸いである。

#### 【執筆者紹介】

##### 戸村 智憲（とむら とものり）

早大卒。米国MBA修了。米国博士後期課程（Ph.D）中退。国連勤務にて内部監査業務の専門官、国連戦略立案専門官リーダー、国連が進める世界的CSR運動である「国連グローバルコンパクト」広報・誘致業務担当。民間企業役員レベルにて、監査統括、人事総務統括を担当。上場IT企業のJFEシステムズアドバイザーやJA長野中央会の顧問や経営行動科学学会理事なども担当。日本マネジメント総合研究所合同会社の理事長として、産学共に活動中。岡山大学大学院非常勤講師など教鞭をとる立場にも身を置いてきた。

経営者として1年間の育休取得や、現在も6歳の息子の育児・家事を妻とともに取り組みつつ、息子が3歳までの「短時間理事長」から「フルタイム理事長」に復帰して、働き方改革も男女共同参画も自ら実践しつつ、各テーマにて指導、登壇などで活動中。

元・国連の専門官で、日本にて企業経営者をしているSDGs（サステイナブル・デベロップメント・ゴーリズ）を指導する希少な存在として、SDGsやESG関連について普及啓発に努めている33冊の出版物をはじめ、フジテレビ「バイキング」不祥事・社会問題コメンテーターTV出演や、TBS朝の情報番組「ビビット」スタジオ生出演にて、社会問題化しているハードクレームを顧客対応では乗り切れない現状を、「クレーム災害」と日本初で提唱しサバイバル術を解説、NHK「クローズアップ現代」番組監修・TV出演、テレビ朝日「そうだったのか！池上彰の学べるニュース」番組監修、BS11報道番組「インサイドアウト」でのコメンテーター（自動車会社リコール問題とリスク管理・危機管理）、NHK（Eテレ）「めざせ！会社の星」専門家ゲストTV出演・番組制作協力などの出演の他、各種メディアでの情報発信などにも意欲的に取り組む。

代表的な著書として、「企業統治の退廃と甦生」（戸村智憲著、中央経済社）、「クリエイティブ監査への道」（戸村智憲著、税務経理協会）など。

#### お詫びと訂正

弊誌3・4月号の特集②「トラック運送業の働き方改革」、「地方からの働き方改革」の執筆者名に、本文及びCONTENTSにおいて誤りがありました。

執筆者並びに読者の皆様にご迷惑お掛け致しましたことを謹んでお詫び訂正申し上げます。

誤：金丸 博美→正：金丸 弘美

「流通ネットワーキング」編集部

# 流通ネットワーキング

メーカー・卸・小売を結ぶ流通情報総合誌

5・6 2019  
MAY・JUN  
NO.313

## 特集

- ①物流業界における「働き方改革」の現状・事例を見る
- ②消費増税・軽減税率対策とインボイス

あらゆる端末で動作する  
アプリケーションを簡単に開発・運用できる、  
ミドルウェアパッケージ。



 SHARED SYSTEM  
シェアードシステム株式会社

営業本部 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-1 大塚HTビル Tel:03-5957-5581